6　報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項
※外国人調理人に支払う予定の報酬額が、日本人と同等額以上である根拠を記載
※直近の決算が黒字であること、又は過去３年間の経営が安定していることを証する財務諸表等を添付
7　外国人調理師との面接及び外国人調理師からの生活・労働等に係る相談への対応（苦情処理を含む。）並びに監査の実施に関する事項
※（略）
8　外国人調理師の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項
9　特定日本料理調理活動の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

別記様式第２号の１

年月日
番　号

実習計画認定通知書

取組実施機関の代表者宛
受入機関の代表者宛

農林水産省食料産業局長

日本料理海外普及人材育成事業実施要領第４の２に基づき、下記のとおり認定しましたので、同要領第４の３に基づき通知します。

記

１～５　（略）
※（略）
※事業所が複数の場合は括弧書きで区分し、外国人調理師の氏名、住所及び国籍並びに受入期間についても事業所の括弧書きに対応させて記載
※（略）
※（略）

別記様式第２号の２

年月日
番　号

実習計画認定通知書

外国人調理師宛

農林水産省食料産業局長

日本料理海外普及人材育成事業実施要領第４の１に基づき○○○（取組実施機関の代表者）及び○○○（受入機関の代表者）から申請があった件について、第４の２に基づき、下記のとおり認定しましたので、同要領第４の３に基づき通知します。

記

１　（略）
２　受入期間
３　（略）
※（略）

4　報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項
※外国人調理人に支払う予定の報酬額が、日本人と同等額以上である根拠を記載
※直近３年間分の財務諸表等を添付
5　外国人調理師との面接及び外国人調理師からの生活・労働等に係る相談への対応（苦情処理を含む。）並びに監査の実施に関する事項
※（略）
6　外国人調理師の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項
7　特定日本料理調理活動の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

別記様式第２号の１

年月日
番　号

取組実施機関の代表者宛
受入機関の代表者宛

実習計画認定通知書

農林水産省食料産業局長

日本料理海外普及人材育成事業実施要領第４の２に基づき、下記のとおり認定しましたので、同要領第６の３に基づき通知します。

記

１～５　（略）
※（略）
※事業所が複数の場合は括弧書きで区分し、外国人調理師の氏名及び国籍並びに機関についても事業所の括弧書きに対応させて記載
※（略）
※（略）

別記様式第２号の２

年月日
番　号

外国人調理師宛

実習計画認定通知書

農林水産省食料産業局長

日本料理海外普及人材育成事業実施要領第４の１に基づき○○○（取組実施機関の代表者）及び○○○（受入機関の代表者）から申請があった件について、第４の２に基づき、下記のとおり認定しましたので、同要領第６の３に基づき通知します。

記

１　（略）
２　受入機関
３　（略）
※（略）